

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利権の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県塩竈市長

公表日

令和6年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び関連法令の定めるところにより、法定受託事務および協力連携事務として、下記の国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 ・第1号被保険者及び任意加入者に対する資格得喪・氏名変更等の届出事務 ・国民年金保険料に係る保険料免除、納付猶予、学生納付特例等の申請受付事務 ・年金受給に係る裁定請求書・届出書の受付事務 ・年金生活者支援給付金の申請受付事務 ・上記に係る日本年金機構への異動報告・進達事務
③システムの名称	住民情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報システム(国民年金ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表の46,128の項 ・別表主務省令の第24条の2,第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話022-355-6497

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成29年8月4日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成29年8月4日	I-3. システムの名称	住民情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	住民情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	制度改正に伴う新システムの利用開始への対応
平成30年7月31日	I-3. システムの名称	住民情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	住民情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
平成30年7月31日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の30の項 ・別表第一省令第5号の第16,24条	番号法第9条第1項 ・別表第一の30の項 ・別表第一省令第5号の第24条	事後	
平成30年7月31日	I-4. 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106の項 ・別表第二省令第7号の第1,2,3,4,5,19,20,22,2.24の2.25,31の2,33,43,44,46,53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の42,43,44,45の項 ・別表第二省令第7号の第25,26条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106の項 ・別表第二省令第7号の第1,2,3,4,5,12の3,19,20,22の2.24の2.25,31の2,33,43,44,46,53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の27,42,43,44の項 ・別表第二省令第7号の第20,25,25の2,26条	事後	
平成30年7月31日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
平成31年4月30日	I-5. ②所属長	保険年金課長 志野 英朗	保険年金課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成30年4月27日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成30年4月27日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	[O]接続しない(入手)、[O]接続しない(提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[O]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の30の項 ・別表第一省令第5号の第16,24条	番号法第9条第1項 ・別表第一の31の項 ・別表第一主務省令第24条の2	事後	
令和3年7月15日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年7月10日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月10日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	I-1 事務の概要	国民年金法及び関連法令の定めるところにより、法定受託事務として、下記の国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。	国民年金法及び関連法令の定めるところにより、法定受託事務および協力連携事務として、下記の国民年金に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。	事後	
令和6年7月5日	I-1 事務の概要		・年金生活者支援給付金の申請受付事務	事後	
令和6年7月5日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の31の項 ・別表第一主務省令の第24条の2	番号法第9条第1項 ・別表46,128の項 ・別表主務省令の第24条の2、第68条の2	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため